

使用水量ごとの料金比較 (口径13mmのメーター使用料を含む。税込・2か月につき)

使用水量	現行の料金	改定後の料金	増減額	使用水量	現行の料金	改定後の料金	増減額
0㎡	1,240円	<b>1,529円</b>	289円	40㎡	5,134円	<b>6,325円</b>	1,191円
5㎡	1,570円	<b>1,936円</b>	366円	50㎡	6,421円	<b>7,909円</b>	1,488円
10㎡	1,900円	<b>2,343円</b>	443円	60㎡	7,708円	<b>9,493円</b>	1,785円
15㎡	2,230円	<b>2,750円</b>	520円	70㎡	8,995円	<b>11,077円</b>	2,082円
20㎡	2,560円	<b>3,157円</b>	597円	80㎡	10,282円	<b>12,661円</b>	2,379円
25㎡	3,204円	<b>3,949円</b>	745円	90㎡	11,569円	<b>14,245円</b>	2,676円
30㎡	3,847円	<b>4,741円</b>	894円	100㎡	12,856円	<b>15,829円</b>	2,973円

【改定のポイント】

- ・ どの使用水量のかたの改定率も約23%強となります。
- ・ 改定後の料金は、令和8年10月1日以降の使用分から適用となるため、以前より水道を継続してご使用になられている方は、令和8年12月検針分(すなわち令和9年1月お支払い分)から料金が変わります。
- ・ 令和8年10月1日以降に新規開栓なされた方は、10月検針分から新料金が適用されます。

公共下水道・農業集落排水に加入されるかたへ  
受益者負担金・分担金の額と公共ますの設置者が変わります

現在、公共下水道や農業集落排水に新しく加入する場合は、公共ます1基あたり50万円の受益者負担金(公共下水道)または受益者分担金(農業集落排水)を納付いただき、公共ます設置工事を町が実施しているところですが、工期の短縮や工事費の軽減等を図るため、令和8年4月から次のとおり改定します。

<変更点>

変更点	現在	改定後
受益者負担金および受益者分担金の金額	50万円 (公共ます1基あたり)	<b>10万円</b> [※1] (公共ます1基あたり)
公共ますの設置者	町	<b>新規加入者(受益者)</b> [※2,3,4]

※1：ただし、北阿那志・小茂田・下見玉地区で既に公共ますが設置済の場所において新たに公共下水道に加入する場合の受益者負担金は、50万円のまま据え置きとなります(町の費用で公共ます設置工事を既に完了しているため)。

※2：公共ます設置工事は、美里町下水道指定工事店または美里町入札参加資格の名簿登載者(業種:土木)に依頼してください。

※3：公共ます設置工事で宅内排水管工事を一体で施工することも可能です。

※4：設置した公共ますは、町へ寄付をお願いします(寄付後は町が維持管理を行います)。

<改定日>

令和8年4月1日

問合せ=上下水道課 業務係 ☎76-1118

水道料金を改定します

町の水道事業は、独立採算制を基本原則とし、その事業費を水道料金にてまかなっています。これまで、経費の縮減や経営の効率化に努めてきましたが、町の人口減少や節水型機器の普及等により給水収益は減少傾向にある一方、物件費及び人件費の高騰、特に老朽化した施設や管路の修繕費が大幅に増加していること、令和8年度から埼玉県水道用水供給事業の県水単価が21%引き上げられることなどといった様々な問題を抱えており、厳しい経営状態が続いています。

これらの問題を議論し今後も安定した事業経営を続けていくために、令和7年に上下水道事業審議会に諮問を行い、今後の水道事業の料金について審議していただきました。

審議会から提出された答申を受けて、町では令和8年10月1日から水道料金の改定を行うことになりましたのでお知らせします。

将来世代への負担を軽減し、引き続き安全で安心な水道サービスを安定的に提供するための取り組みとなりますので、使用者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

水道料金 (税別・1か月につき)

一般用【改定前】			一般用【改定後】		
区分	料金		区分	料金	
基本料金	500円		基本料金	<b>617円</b>	
従量料金 (1㎡につき)	1㎡～10㎡	60円	従量料金 (1㎡につき)	1㎡～10㎡	<b>74円</b>
	11㎡～50㎡	117円		11㎡～50㎡	<b>144円</b>
	51㎡～500㎡	141円		51㎡～500㎡	<b>173円</b>
	501㎡～1,000㎡	152円		501㎡～1,000㎡	<b>187円</b>
	1,001㎡～2,000㎡	170円		1,001㎡～2,000㎡	<b>209円</b>
	2,001㎡～	199円		2,001㎡～	<b>245円</b>

臨時用【改定前】			臨時用【改定後】		
区分	料金		区分	料金	
基本料金 (10㎡まで)	2,200円		基本料金 (10㎡まで)	<b>2,714円</b>	
従量料金 (1㎡につき)	11㎡～	199円	従量料金 (1㎡につき)	11㎡～	<b>245円</b>

メーター使用料 (税別・1か月につき)

【改定前】		【改定後】	
メーター口径区分	料金	メーター口径区分	料金
口径13ミリメートル	64円	口径13ミリメートル	<b>78円</b>
口径20ミリメートル	150円	口径20ミリメートル	<b>185円</b>
口径25ミリメートル	213円	口径25ミリメートル	<b>262円</b>
口径30から50ミリメートル	534円	口径30から50ミリメートル	<b>658円</b>
口径75ミリメートル以上	1,600円	口径75ミリメートル以上	<b>1,974円</b>

【改定のポイント】

- ・ 基本料金、従量料金、そしてメーター使用料を全て一律割合+23.4%で改定します。
- ・ 料金体系や水量区分に変更はありません。